

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2025年(令和7年) November 11月号

鹿児島県最低賃金が改正されました～ちゃんとチェック！最低賃金！～



かんむり嶽参り（いちき串木野市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県最低賃金が改正されました	
～ちゃんとチェック！最低賃金！～	2～4
【産業保健】	
8020運動の成果で高齢者のむし歯が増えています	5
最低賃金引上げに伴う支援・後押しを強化しています	6～9
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です	10
令和7年9月末（速報値）　業種別死傷災害発生状況	11

中高年世代に対する活躍支援について	12
無災害記録証授与される～無災害記録3000日達成～	13
11月は「しづ寄せ」防止キャンペーン月間です	13
就業環境整備・改善支援セミナーのご案内	14
過重労働解消のためのセミナーのご案内	15
特定自主検査強調月間(11月1日～30日)のご案内	16～17
令和8年1月の講習開催のご案内	18

さくらじま

鹿児島に来てから1年半が経ち、鹿児島のあるある話についても、かなり共感できるようになりました。

中でも、「鹿児島には秋がない」問題を痛感しており、もしかしたら過去に同様の話題があったかもしれません、賛同者として報告させていただきます。

関東でも春と秋が短い問題は騒がれていましたので、鹿児島への赴任当初も、まあ、全国的にそうだよね、くらいに話を聞いておりましたが、本当に、冬の直前まで夏のま

まだとは思っていませんでした。昨年、関東から視察に来たお偉方も、11月なのに半袖が多い！と驚いていました。

幸い、私自身は日差しを浴びるのが好きで、鹿児島の気候はメリハリもあってお気に入りですが、家族の方は暑さにも寒さにも弱く、なぜよりもよって夏が長いうえにいきなり冬が来るんだと憤っております。熱い太陽を長く浴びれば、その分、明るく陽気な性格形成につながるものだと強くアピールしていきたいと思いますので、皆さんもご賛同いただければ幸いです。

ちゃんとチェック！最低賃金

鹿児島労働局 賃金室

鹿児島県最低賃金が令和7年11月1日より時間額1,026円に改正されました。

鹿児島県 最低賃金	最低賃金額 時間額	効力発生日
	1,026円	令和7年11月1日

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に対するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 電話 099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 電話 099-214-9175
 川内労働基準監督署 電話 0996-22-3225
 鹿屋労働基準監督署 電話 0994-43-3385
 加治木労働基準監督署 電話 0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 電話 0997-52-0574

最低賃金特設サイトを活用してください。

最低賃金制度の特設サイト

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に払わなければならないとする制度です。厚生労働省では最低賃金に関する特設サイトを設けています。

最低賃金のポイント、最低賃金の全国一覧、中業企業に対する最低賃金引上げに関する支援策、最低賃金

に対するよくある質問、ポスター・リーフレットなどを参照することのできる最低賃金に関するポータルサイトです。



最低賃金 特設サイト 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた取り組み事例、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索、賃金引上げに向けた政府の支援情報など、賃金引上げの参考となる賃金引上げに向けた各種支援策を取りまとめたページです。

賃金引上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金に関する情報を掲載しています。また、各都道府県の賃金引上げ施策等をまとめて掲載しています（支援施策の詳細は各都道府県庁にお問い合わせください。）。



メニュー

MENU1 賃金引き上げに向けた取り組み事例

賃金引上げの実例を収集し、賃金引上げに向けた取組内容、その効果などを紹介するページです。

MENU2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索

賃金引上げの参考となる平均的な賃金額を検索できるページです。都道府県別に賃金引上げの参考となる賃金引上げに向けた各種支援策をまとめたページです。

MENU3 賃金引き上げに向けた政府の支援情報

賃金引上げの参考となる賃金引上げに向けた各種支援策をまとめたページです。

賃金引上げ 特設ページ 検索

ちゃんとチェック！

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに✓

鹿児島県 最低賃金

令和7年
11月1日から
時間額

1,026 円 前年比 UP 73円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！



最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する

お問い合わせは
鹿児島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



賃金引上げ

特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



鹿児島労働局 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金
最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、
働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の
都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

$$\text{時間給} \quad \text{円} \geq \text{最低賃金額} \quad (\text{時間額}) \quad \text{円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \quad \text{円} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \text{時間額} \quad \text{円} \geq \text{最低賃金額} \quad (\text{時間額}) \quad \text{円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \quad \text{円} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \text{時間額} \quad \text{円} \geq \text{最低賃金額} \quad (\text{時間額}) \quad \text{円}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら



0120-366-440

業務改善助成金 検索

支給の要件



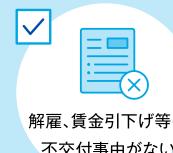
事業場内最低賃金の引上げ



引上げ後の賃金額の支払い



生産性向上に資する機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成



助成金支給までの流れ



1 交付申請書
事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施



3 実施結果
報告書、
支給申請書を
労働局に提出



4 支給



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(R)
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。
(R7.9)



8020運動の成果で高齢者のむし歯が増えています

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員
鹿児島県歯科医師会 理事 重田 浩樹

【8020運動とは】

『8020運動』という言葉は聞いたことがありますか。これは平成元年に厚生省（当時）と日本歯科医師会が提唱した、「80歳で20本以上、自分の歯を残し、なんでもよく噛める快適な状態に保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、おおむね満足な食生活を送るとされており、生涯にわたって自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにという願いが込められています。開始当時これを達成している人の割合は7%程度でしたが、令和6年歯科疾患実態調査によると61.5%の人がこれを達成していることがわかりました。よって日本歯科医師会では、8020運動に加え、口腔機能全体に注目したオーラルフレイルという新しい考え方を提唱し、人生100年時代に向けた口腔健康の啓発を行っています。

【根面う蝕について】

● 根面う蝕とは

健康な状態では、歯根は歯ぐきに覆われていますが、加齢や歯周病により歯を支えている骨が少なくなると歯根がよく見えるようになります。歯が長くなったと感じたりすることもありますが、この見えるようになった歯根にできるむし歯が「根面う蝕」です。歯ぐきが下がりむき出しになると、そこにプラーク（歯垢）がたまり、むし歯になる危険性が高くなってしまいます。露出した歯根がむし歯になりやすい理由は、歯冠と歯根の構成されている成分や組織、硬さに違いがあるためです。

● 根面う蝕が起こりやすい理由

歯根は、歯冠部のように強固なエナメル質で覆われているわけではなく、脆弱で薄いセメント質で覆われており、歯根の耐酸性はエナメル質と比べたら明らかに低くなっています。また、露出した歯根の隣接面はプラーク（歯垢）が停滞しやすく、歯ブラシだけでは汚れを取り除きにくいため、むし歯になりやすく、さらに歯を取り囲むように進行するため治療がしづらいことが特徴的ですが、そのまま放置していると根面からポキット歯が折れてしまう可能性もあります。

● 高齢者に根面う蝕が増える要因

8020運動の成果により高齢者の残存歯数が増えたことで、根面う蝕の罹患率も増加しています。50代の約2人に1人、70代では65%、80代では70%が根面う蝕になっているという報告もあります。高齢者特有の根面う蝕の要因としては、以下のような点が挙げられます。

- ⇒ 唾液の減少と口腔乾燥：加齢や服用している薬の副作用により唾液の分泌が減少し、口の中が乾燥しやすくなります。唾液にはむし歯菌が作る酸を中和したり、溶けた歯を修復（再石灰化）したり、食べかすを洗い流したりする作用があるため、唾液が減るとむし歯になりやすくなります。
- ⇒ セルフケアの低下：高齢になると、手指の感覚や視力の低下などにより、これまでできていた歯磨きなどのセルフケアの質が下がる場合があります。
- ⇒ 不適切な清掃：歯間や歯根と歯肉の境目は汚れがたまりやすく、通常の歯ブラシだけでは清掃が難しいことがあります。
- ⇒ 自覚症状の乏しさ：根面う蝕は、しみる・痛いといった自覚症状が少ないため、発見が遅れることがあります。

● 根面う蝕の予防策

根面う蝕を予防するためにはどのようなことに注意したら良いでしょうか。やはり日々の食生活と歯磨きが重要となります。通常の歯ブラシだけでなく、歯間ブラシ、ワンタフトブラシ、デンタルフロス等の補助器具も使ってしっかりと汚れを落とすことが必要です。磨く時には歯根と歯根の間、歯根と歯肉の境目は特に注意して磨きましょう。またフッ素濃度1450ppmFのフッ化物配合歯磨剤やフッ化物洗口剤を併用すると良いでしょう。それに加え、定期的に歯科医院でプロフェッショナルケアを受け、フッ化物の局所塗布や口腔内の状態チェックを行うことも重要です。詳しくはかかりつけの歯科医師にご相談ください。

(令和7年9月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金、 省力化投資補助金（一般型）

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充！

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

＜補助上限＞30万円～600万円 <助成率>3／4～4／5

＜助成対象経費の例＞ 機器・設備の導入：POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

経営コンサルティング：国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他：顧客管理情報のシステム化

[詳しくはこちら](#)



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合先 業務改善助成金センター：0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

①正社員化コース

④賃金規定等共通化コース

②障害者正社員化コース

⑤賞与・退職金制度導入コース

③賃金規定等改定コース

⑥社会保険適用時待遇改善コース

⑦短時間労働者労働時間延長支援コース

〈支援内容〉 ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定
等を3%以上増額改定し、その規定を適用した
事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満

4万円

5%以上6%未満

6万5,000円

4%以上5%未満

5万円

6%以上

7万円

[詳しくはこちら](#)



問合先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に

に対する加点も実施。

・事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大450万円

拡充！

問合先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：
0570-666-376

補助率：1／2～4／5

[詳しくはこちら](#)



中小企業省力化投資補助金（一般型）

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充！

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大1億円 ※従業員数による
補助率：1／3～2／3

[詳しくはこちら](#)



問合先 中小企業省力化投資補助事業コールセンター：
0570-099-660

ものづくり補助金

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充！

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限：最大4,000万円
補助率：1／2～2／3

[詳しくはこちら](#)



問合先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

賃上げを後押しするその他施策

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~500万円	6~360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50~120万円	

[詳しくはこちら](#)



(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

[詳しくはこちら](#)



*訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

[詳しくはこちら](#)



(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限：50万円（賃金引上げ特例：150万上乗せ）

補助率：2/3（賃金引上げ特例：赤字事業者は3/4）

問合先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号：03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区 商工会議所地区

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の
増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の
増加額の**最大45%**を税額控除

詳しくはこちら



詳しくはこちら



成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限：最大5億円

補助率：1/2

要件：100億宣言を行っていること

投資額1億以上 他

働き方改革や経営改善に向けた相談先

働き方改革推進センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が

企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

詳しくはこちら



問合先 各都道府県の働き方改革推進センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

問合先

詳しくはこちら



各都道府県のよろず支援拠点

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

問合先

詳しくはこちら



フリーダイヤル：0120-418-618
※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険徴収室

労働保険は

労災保険（労働者災害補償保険）と

雇用保険を総称した言葉です。

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇つたら労働保険に必ず入らなければいけません（5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業を除く）。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。

「そもそも知らなかった」

「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」

「設立準備が忙しくて忘れてた」

など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために加入することは事業主の責任です。

まだ加入手続を行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇つた事業主の方は、速やかに手続をお願いします。

加入手続を怠つていると

- 1 遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収することができます。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

労働保険の各種手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。

電子申請の詳しい内容については、e-Gov電子申請のページ

（<https://www.e-gov.go.jp>）又は厚生労働省HPをご覧ください。

※労働保険の手続きは、社会保険労務士または労働保険事務組合（商工会等）に委託して行うことも可能です。

【労働保険事務組合に委託した場合】

- 1 事業主自身の事務処理が軽減されます。
- 2 保険料の額に関わらず、保険料を年間3回に分けて納付できます。
- 3 事業主及び家族労働者も労災保険に特別加入できます。

＜問い合わせ先＞

鹿児島労働局労働保険徴収室（TEL 099-223-8276）
又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は
おすすめですか



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

令和7年9月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種 年	令和7年		令和6年		対前年			
					増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,429	8	1,479	13	-50	-5	-3.4%	-38.5%
1 製造業	288	1	262	4	26	-3	9.9%	-75.0%
1 食料品製造業	173		172	3	1	-3	0.6%	-100.0%
4 木材・木製品製造業	14	1	16		-2	1	-12.5%	
9 窯業土石製品製造業	13		10	1	3	-1	30.0%	-100.0%
11~12 金属製品製造業	16		16					
13~15 機械機具製造業	24		23		1		4.3%	
上記以外の製造業	48		25		23		92.0%	
2 鉱業	6		1		5		500.0%	
3 建設業	200	1	218	5	-18	-4	-8.3%	-80.0%
1 土木工事業	73	1	80	4	-7	-3	-8.8%	-75.0%
2 建築工事業	88		98	1	-10	-1	-10.2%	-100.0%
3 その他の建設業	39		40		-1		-2.5%	
4 運輸交通業	152	1	137	1	15		10.9%	
1 鉄道・航空機業	2				2			
2 道路旅客運送業	15	1	10		5	1	50.0%	
3 道路貨物運送業	134		127	1	7	-1	5.5%	-100.0%
4 その他の運輸交通業	1				1			
5 貨物取扱業	9		17		-8		-47.1%	
1 陸上貨物取扱業			7		-7		-100.0%	
2 港湾運送業	9		10		-1		-10.0%	
6 農林業	74	2	78	2	-4		-5.1%	
1 農業	40	1	42	1	-2		-4.8%	
2 林業	34	1	36	1	-2		-5.6%	
7 畜産・水産業	54		79		-25		-31.6%	
8 商業	190	1	182		8	1	4.4%	
1 卸売業	27		29		-2		-6.9%	
2 小売業	147	1	140		7	1	5.0%	
3 理美容業	2				2			
4 その他の商業	14		13		1		7.7%	
9 金融・広告業	8		12		-4		-33.3%	
11 通信業	22		17		5		29.4%	
12 教育・研究業	11		7		4		57.1%	
13 保健衛生業	243		255		-12		-4.7%	
1 医療保健業	106		98		8		8.2%	
2 社会福祉施設	132		151		-19		-12.6%	
3 その他の保健衛生業	5		6		-1		-16.7%	
14 接客娯楽業	72		84		-12		-14.3%	
1 旅館業	17		23		-6		-26.1%	
2 飲食店	38		44		-6		-13.6%	
3 その他の接客娯楽業	17		17					
上記以外の事業	100	2	130	1	-30	1	-23.1%	100.0%
10 映画・演劇業								
15 清掃・と畜業	57	2	70		-13	2	-18.6%	
16 官公署	2				2			
17 その他の事業	41		60	1	-19	-1	-31.7%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4~3・5~1）	134		134	1		-1		-100.0%
第三次産業（8~17）	646	3	687	1	-41	2	-6.0%	200.0%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

③ 下段の陸上貨物運送事業（4~3・5~1）及び第三次産業（8~17）は、別計。

④ 死傷者数、死亡者数とともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

中高年世代に対する活躍支援について

鹿児島労働局訓練課

いわゆる就職氷河期世代は、たまたまバブル崩壊後の厳しい経済状況の時期に、学校卒業時における就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方々がおり、国や地域レベルで一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に取り組むことが求められており、令和2年より令和6年度までの約5年間集中支援に取り組んできました。5年間において全国的に就職氷河期世代の正規雇用は11万人、役員は20万人増加し、合計31万人の待遇改善が実現しました。

しかし一方で、就職氷河期世代の無業者数が増加していることから、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（35歳～60歳未満）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいます。

そこで「ハローワークかごしま・ワークプラザ天文館」及び「ハローワーク国分」では、「35歳からのステップアップ窓口」を設置し、安定した雇用を希望する中高年世代の方に対する専門的な集中支援を行っています。

中高年世代の方々への支援は、多様な人材が個々の能力を發揮し活躍できる環境を整備するために社会全体で取り組むべき喫緊の課題であることから、これまで不安定就労等を余儀なくされている方々の積極的な採用について、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、ハローワーク等で個別支援等の就労に向けた支援を受けている中高年世代の方（35歳～60歳未満）で、過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が通算1年以下、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方を、ハローワーク等の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）が支給されます。この助成金を受給するためには、一定の要件・条件がありますので、詳しくは県内各ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和7年8月分】

県内有効求人倍率	1.07倍（前月と同水準）
全国平均有効求人倍率	1.20倍（前月比0.02P減少）

県内正社員有効求人倍率	1.03倍（前年同月比0.01P減）
全国正社員有効求人倍率	0.99倍（前年同月比0.01P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が緩やかに減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

助成金を活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）】

雇用する有期雇用労働者等について、新たに社会保険の被保険者要件を満たしたことをもって社会保険の被保険者となった際に、いわゆる年収の壁を意識せず働くことのできるよう週所定労働時間を5時間以上延長する等の措置を講じること又はこれによって新たに社会保険の被保険者要件を満たし、社会保険に適用させる取組を実施した場合に支給。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5H以上	—			
4H以上5H未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3H以上4H未満	10%以上			
2H以上3H未満	15%以上			



無災害記録 3,000日を樹立

無災害記録証（第二種 進歩証）授与される

（公社）鹿児島県労働基準協会

本会加治木支部会員の霧島地熱株式会社（霧島市）は、無災害記録3,000日を樹立したとして、令和7年9月1日付けで中央労働災害防止協会会长より無災害記録証（第二種 進歩証）を授与されました。

同社は、かねてより労使協力して労働災害の防止に努め、本年9月に無災害記録を達成し、その後も無災害を継続していることが認められたものです。また、令和3年8月に無災害記録1,500日を達成し、その後も無災害で3,000日の記録を達成していました。

記録証は、同社の代表取締役岩崎浩社長、生産部小丸寛太係長の出席のもと令和7年9月25日本会役員室において、同会の吉本耕作専務理事から授与されました。

岩崎社長は、記録証が励みとなり従業員の無災害に取り組む意識が変わってきたとのことで、次のステップである無災害記録4,500日達成に向けて努力していきたいと抱負を述べられた。

霧島地熱株式会社は約10名で霧島市にある大霧発電所への地熱蒸気供給を担っており、大霧発電所の定格出力は30,000kW、およそ5万世帯分の電力を賄う能力があります。同発電所は、発電部門を九電みらいエナジー株式会社が、蒸気供給部門を日鉄鉱業株式会社が担当する形で共同運営されており、霧島地熱株式会社は日鉄鉱業株式会社より蒸気供給事業全般を請け負い、操業に当たっています。大霧発電所は来年3月に運転開始から30年を迎える節目の年となります。このような記念すべき年に、無災害記録3,000日を迎えられたことを励みとして、引き続き電力の安定供給に努めるとともに、無災害記録4,500日達成を目指し、日々の安全衛生管理を推進に取り組んでまいります。



右から吉本専務理事、岩崎社長、小丸係長



大霧発電所 地熱蒸気生産設備



11月は「しづ寄せ」防止キャンペーン月間です。
～大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

事業主の皆様へ

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しづ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しづ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しづ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しづ寄せ」防止特設サイトをご覧いただくな、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）にお問い合わせください。

（「しづ寄せ」防止特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

事業主の方、人事労務の方向けセミナー

就業環境整備・改善支援セミナー

参加費
無料

新規事業への進出や業態の変化、起業など、社会変革の時はビジネスにも変化が求められます。本セミナーでは、社会の変化に対応しつつ適正な就業環境を確保するノウハウなどをわかりやすく解説します。

誰もが安心・活躍できる働き方と職場を目指そう！



セミナー概要

明日から実践できる! 労務管理ノウハウ

「就業規則の機能とその活用」など、実践に役立つ押さえておきたい「勘どころ」を専門家がわかりやすく徹底解説いたします！

- セミナー終了後個別相談会を実施（要予約）
- 120分（休憩10分）平日午前

会場情報

2025年
12月18日（木）10:00～
会場：
宝山ホール
鹿児島県鹿児島市山下町5-3

※各会場でのセミナー会議室は、
入り口にてご案内板をご確認下さい。

「働く時間と働き方」などテーマを絞ったオンラインセミナーも開催しています！

詳細・お申込みはホームページから
<https://shuugyou.mhlw.go.jp/site/seminar>

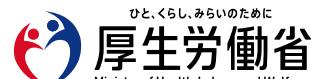
就業環境整備・改善支援

検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーパンス5館13F
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)
2026年1月末まで電話受付



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

インターバル制度や
IT活用など、明日から使える
事例や法令を学べる！

参加費
無料

解消過重労働のためのセミナー



セミナー概要

過重労働防止に関する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実践的に使える知識」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
 - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- 47都道府県開催
- 1回 120～150分（休憩 10分）

会場情報

2025年
12月18日（木）14:00～
会場：
宝山ホール
鹿児島県鹿児島市山下町5-3

※各会場でのセミナー会議室は、
入り口にてご案内板をご確認下さい。

IT等を利用した業務効率化のセミナー（オンライン）等も実施しています。

詳細・お申込みはホームページから
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト

〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーパンス館13F
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)
令和8年1月末日まで電話受付



検査を済ませた機械には、
それを示す検査済標章を
貼付しなければなりません。

生見 愛瑠

特自検
危険の芽を摘む

ゼロ災害

特定自主検査
強調月間
令和7年
11/1 (土) ~ 30 (日)

特定自主検査

特自検

主 催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

後 援 厚生労働省・経済産業省

本部・各都道府県支部

監 督 中央労働災害防止協会

港湾貨物運送事業者災害防止協会

一般社団法人 日本産業車両協会

建設業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

海上貨物運送事業労働災害防止協会

一般社団法人 日本建設機械工業会



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



令和7年度建設荷役車両特定自主検査
強調月間実施要綱

スローガン

「災害の危険の芽を摘む特自検」

令和7年11月1日(土) ▶ 11月30日(日)

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査（特自検）の実施台数は、令和6年度には全国で約210万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和7年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説（検査業者用又は事業内用）」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標準・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に對しPRを行う。

- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項

- 特自検が計画的に実施されているか確認する。
- 特自検未実施機械がないか、標準の貼付を確認する。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

<問い合わせ先>

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部

鹿児島市卸本町6番地12（オロシティーホール内）

TEL 099 (260) 0615 FAX 099 (260) 0646

令和8年1月 講習開催のご案内（11月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
詳細はホームページをご参照ください
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>



講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習	不整地運搬車運転	1/8～9	11/4 会員 37,840円 一般 38,500円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習修了者
	金属アーク溶接等作業主任者限定	1/9	11/4 会員 12,210円 一般 12,870円	
	小型移動式クレーン運転	1/13～15	11/10 【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	1/15～16	11/10 会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 1/19～23	11/17 【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
		【科目免除者】 1/19～20		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)
	車両系建設機械運転(解体用)	1/19	11/17 会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者
	有機溶剤作業主任者	1/22～23	11/17 会員 15,620円 一般 16,280円	
	車両系建設機械運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 1/26～30	11/25 【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円 【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
		【科目免除者】 1/26～27		
特別教育	玉掛け	1/26～28	11/25 【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	石綿作業主任者	1/29～30	11/25 会員 15,620円 一般 16,280円	
その他	アーク溶接等	1/13～15	11/10 会員 18,810円 一般 22,110円	
	クレーン運転	1/19～20	11/17 会員 17,160円 一般 20,460円	
職長教育	石綿含有建材調査者講習(一般)	1/15～16	11/10 会員 12,980円 一般 16,280円	

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

詳細はホームページをご参照ください
<https://www.kakikyo.or.jp/asbestos/>



講習日	Web申込期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講料 納入期限	会場	受講資格
12/3～4	11/5～7	38,280円	11/11	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他